

1、no の場合は0とした二値変数のリストを得、それらを単純に加算したものを相対的剥奪指標と定義している。このオリジナルの指標は、非常にわかりやすいものであるが、それに対する批判もいくつか存在した。そのため、相対的剥奪指標は、その後のイギリスの貧困研究の歴史の中で徐々に改善され、洗練されてきた。オリジナルの指標と改善された指標の主な違いは以下の3点に集約される。

(1) 恣意性の排除

オリジナルの相対的剥奪指標に対する批判の一つは、用いられた項目が研究者によって恣意的に選択されたものであり、それらの欠如が剥奪の状況を表しているものではないというものであった (Gordon 2000)。例えば、研究者が冷蔵庫の所有を項目の一つとして選択したとしよう。しかし、冷蔵庫がその社会で生活する上で必要不可欠であるものか否かについては、意見の相違もみられよう。コンビニやスーパーが偏在する社会や寒冷地などでは、冷蔵庫が欠如していてもさほど生活の支障とならない場合もあるからである。また、生活水準の低い国々においては、冷蔵庫は贅沢品であり、その普及率も低いため、これをリストに加えると、剥奪率が極端に高くなる可能性もある。タウンゼンドのオリジナルの剥奪指標には、休暇(旅行)や友人を自宅に招待することなど、日本のコンテクストで考えた場合、贅沢ともいえる項目も含まれる。このように、項目の選択するためには、当該社会において「何が必要であるか(必需品)」を確実に把握していなければならない。この選択を誤ると構築された指標も意味をもたない。その点で、項目の選択には研究者の恣意性はなるべく排除されるべきであり、同様に、他国で開発された項目リストをそのまま使用することも危険である。

この問題を解決するために、Mack & Lansley (1985)は、項目の選定自体を社会に問う方法をとっている。具体的には、一般大衆から無作為抽出された調査対象者にどのような項目がその社会において最低限の生活をおくるために必要かどうかを問う予備調査を行う方法である。この項目を一般大衆に問う方法の背景にあるのは、「各社会において、個々の人々に異なる選好があることを踏まえつつも、すべての人にあてはまる「最低限必要とされる生活水準」が社会的に合意されている」(阿部 2004) という概念である。予備調査にて回答者の過半数が「絶対に必要である」とした項目のみを、「社会的に認知された必需項目 (Socially Perceived Necessities、以下、社会的必需項目)」とし、これら項目のみをリストに加えることにより、研究者の恣意性が排除されるとともに、選択された項目のリストは、社会が認知する貧困基準として確認されるのである。平岡(2001)は、「(相対的剥奪概念は)一定の時期のある社会には、一定の貧困の基準が客観的に存在するとみるという点では、ある意味での絶対的な貧困概念ともいえる」(平岡 2001、p.156) としているが、一般大衆にその選定を任せることにより、相対的剥奪概念の真の客観性を確保できるのである。さらに、研究者が恣意的に選択した項目リストを用いた場合は、その項目をいくつ欠如すれば「剥奪された状態」であるか(つまり「剥奪線」)を決定する必要があるが、その線引

きも恣意的であり意味がない⁶。しかし、社会的必需項目は、社会が認知する「最低限必要なもの」なので、それが一つでも欠如することは「最低限以下」である。言い換えれば、リストそのものが剥奪線となるのである。この方法は、1983年のBreadline Britain調査(Mack & Lanskey, 1985)、1990年のBreadline Britain調査(Gordon & Pantazis, 1997)、1999年の貧困・社会排除(Poverty and Social Exclusion)調査(Gordon et al., 2000)に用いられている。

(2) 強制された欠如(enforced absence)と選好による欠如(preference)の区別

オリジナルの剥奪指標の二つ目の批判は、欠如が強制されたものか、個人の選好によるものかの区別をつけなかったことである。例えば、タウンゼンドの指標に含まれた「肉食」については、調査対象者が菜食主義者であれば、その欠如が「剥奪」を意味するものではない。普及率が100%近くとなったテレビなども、個人の好みで所有しない場合もあろう。このように、個人の選好によって、その欠如を選択している場合と、個人が必要と感じていてもそれを得ることができないことによる欠如(強制された欠如)を区別する必要がある。そこで、近年のイギリスの社会調査の調査票では、「持つことができない」場合と「持ちたくない」場合を明確に区別した設問としている。

(3) 項目の重要性の考慮

社会的必需項目として選択された項目の中にも、その欠如が深刻な剥奪を意味する項目と、そうでない項目があると考えられる。例えば、「1日3回の食事」と「友人との交流」では、どちらも人が社会の中で生きていく上で必要不可欠であっても、その重要性が同じとは考えにくい。そのため、項目の重要度によってウェイト付けされた剥奪指標(Proportional Relative Deprivation Scale)が開発されている(Whelan et al. 2002, Apospori and Millar 2003など)。オリジナルの相対的剥奪指標が各項目があるかないかのダミー変数を単純にたしたものであるのに対し、この指標は各項目のダミー変数を普及率で重み(ウェイト)付けし、さらにそれを全項目の普及率の和で除している。こうすることにより、普及率の高い項目は、低い項目より重みがあるようにカウントされ、また指標が標準化されるため項目数にかかわらず指標は0から1の値をとることとなる。

3. データと手法

本稿で用いられた相対的剥奪指標は以下の手法で構築されている。まず、本調査の前年の2002(平成14)年度に予備調査として『福祉に関する国民意識調査』⁷を行った。予備調査では、調査チームが選択した28項目について「現在の日本の社会において、ある家庭がふつうに生活するために絶対に必要であるか」を問い⁸、有効回答者の50%が「必要である」と答えた16項目⁹(物品、住居、社会生活などを含む)を「社会的必需項目」のリストとした(図表1)。社会的必需項目リストの作成にあたり、あきらかに必要なもの

(例えば、食事、ベーシックな衣類など)は調査設計の過程でリストから外されている¹⁰。そのため、項目リストは比較的短いものとなっており、この項目リストのみを持って、現在の日本の社会で必要とするものを網羅するものではない。選択された項目は、異なる属性(年齢層、所得階級、性別、居住地、学歴など)間においても、その支持率が、高い相関を見せており、社会的必需項目が日本の社会全般に共有する認識であるといえる(阿部 2004)。

次に、2003(平成15)年度『社会生活調査¹¹』を行い、前年構築された「社会的必需項目」のリストのそれぞれの項目を回答者が欠如しているか否かを問い、欠いている場合は、その理由を聞いた。個人の選好としてそれを欲しない場合は、その欠如を剥奪とみなさないこととするため、多くの項目においては、「持っている」「持っていない(欲しくない)」「持っていない(経済的に持てない)」の3選択肢を提供し、最後の場合のみ、その項目の欠如としている。しかし、一部の項目については、全ての人が「持っている」ことが好ましいとして、選好として持たないという選択肢を省いている。そして、16の項目それぞれについて、それが欠如している場合に1、それ以外の場合に0とするダミー変数を、その普及率によってウェイト付けし、その和をもとめ、さらに0から1の値をとるように標準化した。

$$D_i = \frac{\sum_{j=1}^J W_j d_{ij}}{\sum_{j=1}^J W_j}$$

D_i =個人 i の剥奪指標 (Deprivation scale of person i)

W_j =項目 j の普及率

d_{ij} =項目 j を個人 i が所有している場合は1、していない場合は0

普及率は以下の方式で計算されている。

$$\begin{aligned} \text{普及率} &= \frac{\text{持っている回答者数}}{\text{全サンプル数} - \text{欲しくない回答者数}} && (\text{必需項目の場合}) \\ &= 1 - \frac{\text{不都合*がある回答者数}}{\text{全回答者数}} && (\text{住居などの場合}) \end{aligned}$$

*不都合とは雨漏りがある、家族専用のトイレがないなど

分析に用いられた所得のデータは、世帯主(回答者)とその配偶者の手取りの所得の合算を100万円ごとの階級値で表している。所得と相対的剥奪との密接な関係を分析するため

には、世帯員全員の所得の正確な把握が不可欠であるが、面接調査という手法の制約、回答者自身の所得情報の欠如¹²なども考慮すると、本人と配偶者の所得に限定し、階級値とすることが、最も信頼性の高い数値になると判断された。分析の一部に用いられる等価世帯所得（世帯所得を世帯人数で調整した値）は、世帯所得を世帯人数の2分の1乗で除したものである。

4. 相対的剥奪の頻度と深さ

本節では、データからみる相対的剥奪の事象を頻度と深さの2視点から観察することとする。まず、剥奪の頻度に着目する。図表1は、社会的必需項目のリストとその普及率・剥奪率である。一般市民の過半数が「絶対に必要である」とした16項目のうち、多くは100%近い普及率をたもっている。しかし、「毎日少しずつでも貯金ができる(25.0%)」「死亡・傷害・病気などに備えるための保険(8.1%)」「1年に1回以上新しい下着を買う(7.8%)」「寝室と食卓が別の部屋(5.0%)」などの項目が比較的に高い率で欠如している人々がいることがわかる。

図表1 相対的剥奪指標に用いられた項目とその普及率

社会的必需項目(16項目)		普及率*	100%-普及率
設備	電子レンジ	98.4%	1.6%
	冷暖房機器(エアコン、ストーブ、こたつ等)	99.1%	0.9%
社会生活	湯沸器(電気温水器等含む)	96.4%	3.6%
	親戚の冠婚葬祭への出席(祝儀・交通費を含む)	97.2%	2.8%
	電話機(ファックス兼用含む)	97.9%	2.1%
	礼服	97.2%	2.8%
	1年に1回以上新しい下着を買う	92.2%	7.8%
保障	医者にかかる	98.2%	1.8%
	歯医者にかかる	97.2%	2.8%
	死亡・障害・病気などに備えるための保険(生命保険、障害保険など)への加入	91.9%	8.1%
	老後に備えるための年金保険料	93.9%	6.1%
住環境	毎日少しずつでも貯金ができること	75.0%	25.0%
	家族専用のトイレ	98.8%	1.2%
	家族専用の炊事場(台所)	98.9%	1.1%
	家族専用の浴室	97.8%	2.2%
	寝室と食卓が別の部屋	95.0%	5.0%

* 普及率=欲しくない場合は分母から除く

剥奪の深さは、各世帯の剥奪指標の値によって表すことができる。剥奪指標が高いほど、その世帯の剥奪されている度合いが高い。本稿で用いている剥奪指標はウェイト付・標準化してあるので直感的にわかりにくいので、欠如している項目数(剥奪スコア)をみると、回答者の65%は、スコアが0であり、社会的必需項目全てを満たしている。しかし、回答者の35%は、少なくとも一つ以上、14%が二つ以上、9%が三つ以上、必需項目が欠けて

いる状態である（図表2）。

図表2 相対的剥奪スコアの分布

スコア	N	%
0	990	65.1%
1	312	20.5%
2	80	5.3%
3	61	4.0%
4	27	1.8%
5	17	1.1%
6	13	0.9%
7	10	0.7%
8	6	0.4%
9	2	0.1%
10	1	0.1%
11	1	0.1%
サンプル数	1520	
平均	0.713	
標準偏差	1.403	

5. At-Risk グループの相対的剥奪の状況

それでは、どのような属性の人々が相対的剥奪の状況にあるのであろうか。平岡(2001)の高齢者の分析では、有配偶者に比べ無配偶者、教育年数が高い人に比べ低い人が相対的剥奪の状況となるリスクが高くなるという結果がでている。また、女性だけではあるが50歳時の所属階層（夫の職業分類と企業規模）が高齢期の相対的剥奪に影響している。本稿で用いたデータには教育や職業に関する情報が含まれていないので、60歳未満の人々も含めて教育や所属階層と剥奪の関係は検証することができないが、（世帯主の）年齢¹³、配偶関係、世帯構成などの属性によって相対的剥奪の頻度がどのように異なるかを調べたものが図表3である。

まず、世帯主の年齢別に相対的剥奪率をみると、20代が特に高く（53%）、30代から60代までがやや低く、70代以上においてまた若干上昇している。この理由の一つには、20代においては所得が低いことが考えられる¹⁴。配偶状況別にみると、平岡(2001)の高齢者の分析と同じく、世帯主に配偶者がある世帯の相対的剥奪率（49%）は、ない世帯（32%）よりも高くなっている。これは平岡(2001)も指摘するように、配偶者の欠如は「階層的な地位の低さ」に起因する「標準的なライフコースからの逸脱」（平岡 2001、p.170）とも考えられ、相対的剥奪の事象も同じように標準からの逸脱の一つの側面としてデータに表れている可能性がある。また、逆に、相対的剥奪状況にあるからこそ、「標準的ライフコースから逸脱」してしまう可能性もある。実際に、年齢階級別に有配偶者と無配偶者の相対的剥奪率を比べてみると、どの階級においても無配偶者のほうが有配偶者よりも高い確率で剥奪状況にあるが、20代と70歳以上ではその差は有意ではない。これは、20代と70歳以上においては、配偶者の欠如が「標準的なライフコースからの逸脱」ではないからであると思われる。なお、婚姻状況の影響は男性よりも女性のほうがより大きいと考え

たが、データによると男性も女性もほぼ同様の数値であった。

次に、単身世帯に注目すると、単身世帯は二人以上世帯に比べ相対的剥奪の状況である割合が高い。特に単身高齢者世帯は、その約60%が相対的剥奪の状態である。この傾向は、高齢者世帯（世帯主が60歳以上）全体ではみられず、高齢者世帯も一般世帯も相対的剥奪率はほぼ同じである。また、子供にかかる費用によって家計が圧迫されているであろうと予想される有子世帯（中学生以下の子がある世帯）においても、特に、相対的剥奪の割合が高いということもない。これらの結果から、子育て期や高齢期などにおいても「標準的なライフコース」の範囲内であれば、相対的剥奪のリスクが高まるということがないことが示唆される。

一方で、健康状態が良くない人がいる世帯（傷病世帯）、また、サンプル数は少ないが母子世帯に限ってみてみると、一般世帯に比べ相対的剥奪の割合が非常に大きい（61%と74%）。このことは、標準的なライフコースから逸脱した時のリスクが極めて大きいことを表していよう。

図表3 At Risk グループの相対的剥奪率

	N	剥奪率	χ ²
全サンプル	1520	34.9%	
低所得世帯(4)	350	50.3%	47.62 ***
世帯主年齢			
20歳代	76	52.6%	
30歳代	218	32.1%	
40歳代	303	35.0%	
50歳代	358	32.1%	
60歳代	343	31.5%	
70歳以上	222	41.0%	17.87 ***
配偶者あり	1239	31.6%	
配偶者なし	281	49.1%	30.79 ***
女性 配偶者あり	401	30.2%	
女性 配偶者なし	177	49.2%	19.20 ***
男性 配偶者あり	832	32.6%	
男性 配偶者なし	104	49.0%	11.47 ***
20歳代 有配偶	54	51.9%	
20歳代 無配偶	22	54.5%	0.05
30歳代 有配偶	186	28.5%	
30歳代 無配偶	32	53.1%	7.60 ***
40歳代 有配偶	258	31.4%	
40歳代 無配偶	45	55.6%	9.83 ***
50歳代 有配偶	297	29.0%	
50歳代 無配偶	61	47.5%	8.02 ***
60歳代 有配偶	275	28.0%	
60歳代 無配偶	68	45.6%	7.82 ***
70歳以上 有配偶	169	39.6%	
70歳以上 無配偶	53	45.3%	0.53
単身世帯(1)	118	56.8%	27.05 ***
単身女性世帯	74	54.1%	12.03 ***
単身男性世帯	44	61.4%	15.16 ***
高齢者世帯(2)	533	34.3%	0.10
単身高齢者世帯	55	58.2%	13.66 ***
単身女性高齢者世帯	41	56.1%	7.75 ***
単身男性高齢者世帯	14	64.3%	5.72 **
世帯内に傷病者	67	61.2%	20.99 ***
有子世帯(3)	435	36.6%	0.76
母子世帯(5)	19	73.7%	12.76 ***

(1) 同居している家族がない世帯

(2) 高齢者世帯＝世帯主が60歳以上

(3) 同居している中学生までの子供がある世帯

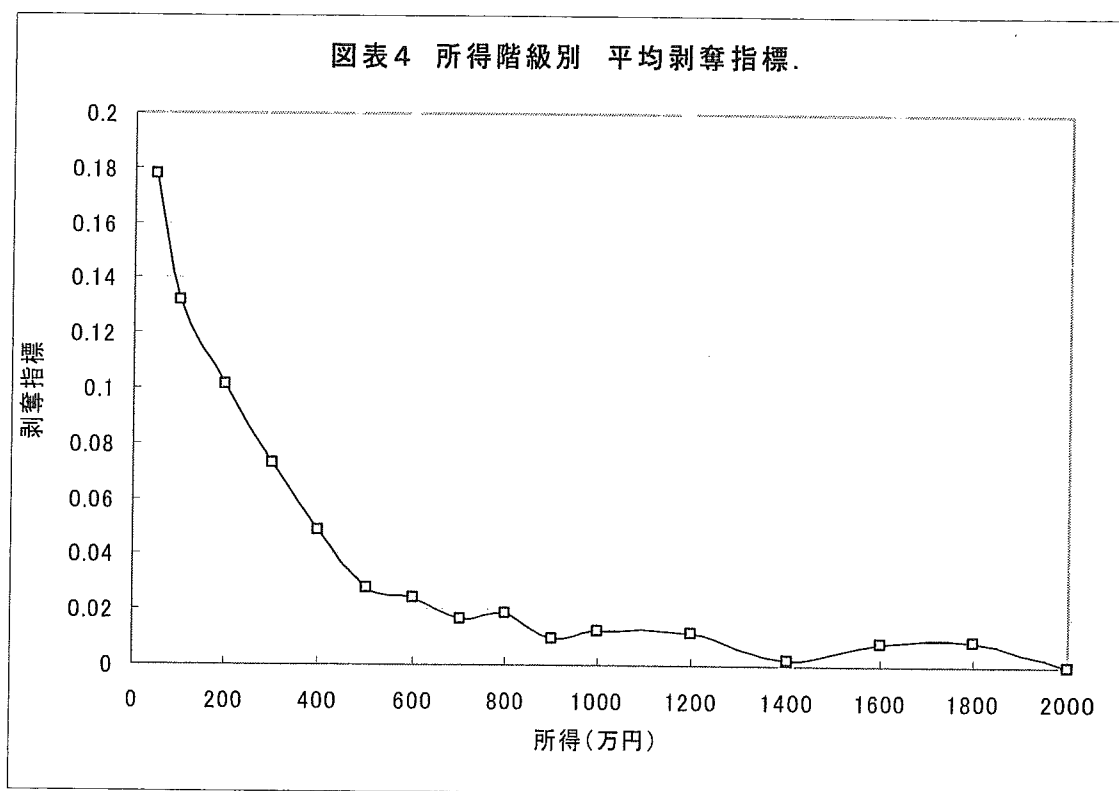
(4) 世帯等価所得が中央値の50%以下の世帯

(5) 同居している中学生までの子供があり、配偶者がいない世帯主の世帯

6. 所得・資産・年齢と相対的剥奪の関係

次に、相対的剥奪指標と所得階級の関係について検討する。ここでの目的は、タウンゼンド(1979)がかつてイギリスのデータで示し、その後、多くの国でも発見された閾値が日本のデータにて確認できるかどうかを検証することである。図表4の横軸は、世帯所得(カ

テゴリー値)、縦軸は、その所得階級に属する世帯の平均剥奪指標を示している。世帯所得が低い世帯ほど平均剥奪指標が上昇することは予想どおりであるが、特に顕著なのは、世帯年収が400～500万円より下の階級で剥奪指標が急激に上昇することである。しかし、所得階級ごとの平均値では、特に指標の値が高いケースがその階級の平均値に大きく影響している可能性もあるので、剥奪の頻度(剥奪指標が0以上の回答者の割合=相対的剥奪率)を所得階級別に計算したものが図表5である。ここでも、所得が低い階級ほど剥奪の頻度が増加するが、特に、世帯年収が400～500万円より低い階級にて剥奪の頻度が高くなっている。つまり、世帯所得400～500万円の生活水準が人々の考える「現在の日本の社会において、ふつうに生活するための最小限」の生活ぎりぎりのラインであり、世帯所得がこれを下回ると、必要と感じつつも充足できない項目が増えていくことが示唆される。換言すると、日本のデータではおおむね世帯年収400～500万円の階級が、相対的剥奪指標が急増する閾値であることが確認された¹⁵。



剥奪指標 = {0, 1}

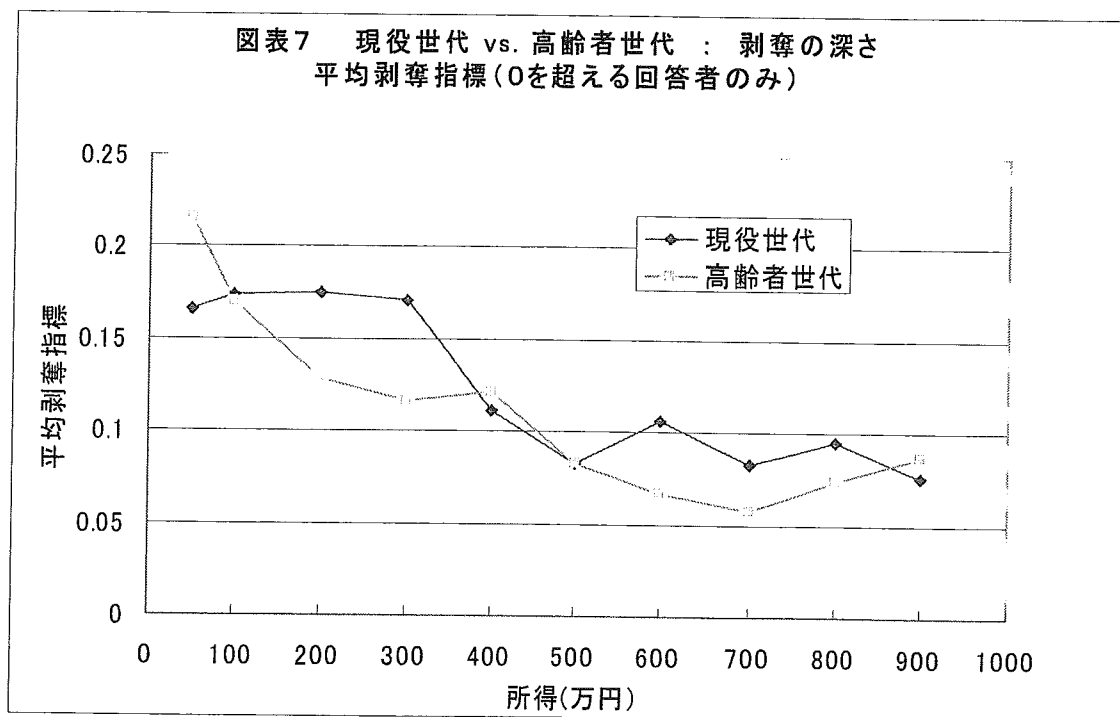
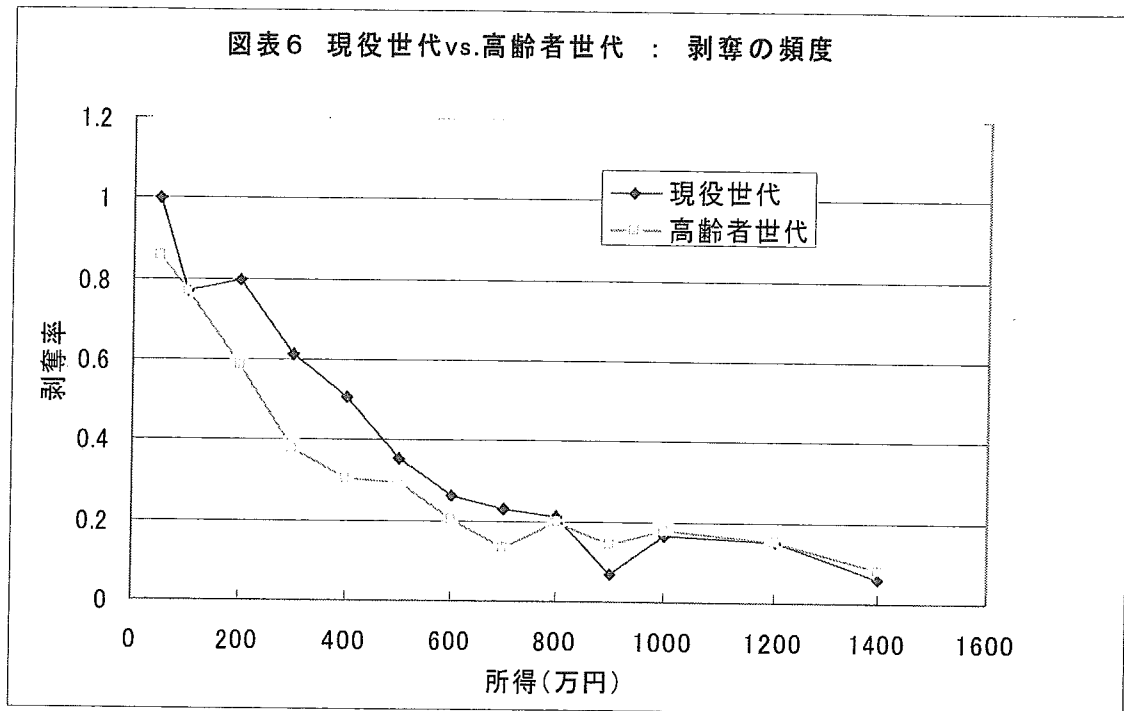
図表5 所得階級別 剥奪率

所得階級	ケース数	剥奪指標>0	剥奪率
1	11	10	90.9%
2	35	27	77.1%
3	110	74	67.3%
4	220	108	49.1%
5	212	90	42.5%
6	168	56	33.3%
7	137	34	24.8%
8	125	26	20.8%
9	96	20	20.8%
10	57	5	8.8%
11	47	8	17.0%
12	59	9	15.3%
13	28	1	3.6%
14	15	2	13.3%
15	7	1	14.3%
16	6	0	0.0%
17	7	0	0.0%
不詳	180	59	32.8%
計	1520	530	34.9%

さらに、年齢層別に分析をすすめたものが図表6と図表7である。相対的剥奪指標は、現時点の所得のみならず過去の所得をも含めたリソースの蓄積に影響されると考えられる。だとすれば、引退して現在の所得が少ない高齢者世帯については、所得と剥奪指標が負の関係にあるとは限らない。現役時代の所得の蓄積が、高齢期の剥奪を緩和すると考えられるからである。そこで、図表6と図表7に、サンプルを現役世代（世帯主が60歳未満）と高齢者世代（世帯主が60歳以上）に分けて剥奪の頻度（剥奪指標が0を超える回答者の割合）と深さ（剥奪指標が0を超える回答者の中での平均剥奪指標）が所得階級によってどう変化するかを示した。

これによると、現役世代も高齢者世代も所得階級があがるごとに剥奪の頻度と深さが下がるという負の関係は変わらない。つまり、高齢者世代においても現在の所得が相対的剥奪の重要な規定要因であることがわかる。しかし、同じ所得階層内で、現役世代と高齢者世代を比べると、高齢者世代のほうが頻度・深さともにおおむね低くなっている。つまり、同じ所得を得ているのであれば、高齢者世代のほうが剥奪のリスクが低い。これについてはいくつかの理由が考えられる。一つは、コーホート効果である。データが示すのは現在の高齢世代と現在の現役世代であるから、同じグループの現役期と高齢期を比べたわけではない。そのため、現在の高齢者が現在の若年者に比べ相対的剥奪の度合いが小さいとしても、それはそれぞれのグループの生きてきた時代背景による可能性もある。もう一つは、現役時代からの蓄積が高齢期における剥奪の度合いを緩和している可能性である。高齢期には一般的にはすでに住居などへの投資を終えており、所得が低くとも、ある程度の生活

レベルを保つことができると考えられる。この二つの効果を個々にみるためには、同じグループを長期にわたって観察したデータ（パネル・データ）が必要であり、今回の分析からはどちらかを確認することができない。



7. 相対的剥奪の要因分析

前節では、相対的剥奪のリスクが高いと思われるグループを確認することはできたが、所得など複数の規定要因がコントロールされていないため、相対的剥奪の要因を推測することは難しい。例えば、年齢層が若いほど剥奪のリスクが高いことは単に若年層ほど所得が低いことによる可能性がある。だとすれば、剥奪のリスクは年齢ではなく所得に規定されるとも考えられる。そこで、本節では、多変量解析の手法を用いて、相対的剥奪の分析をさらに進めていくこととしたい。

図表8は、相対的剥奪状況であるか否かのダミー変数（相対的剥奪指標が0である場合＝0、0を超える場合＝1）を被説明変数とするロジスティック分析の結果である。モデル1では、説明変数に等価世帯所得、世帯主の配偶者の有無、世帯内傷病者の有無、世帯主の年齢層を用いている。これによると、等価世帯所得は負で有意であり、世帯所得が上がるほど相対的剥奪の確率は下がる。また、世帯主の年齢層の係数も負で有意であり、等価世帯所得をコントロールした上でも、年齢層が高いほど剥奪状況である率が低くなっている。30代では20代の0.50倍、40代では0.52倍、50代では0.48倍、60代では0.41倍の確率で剥奪状況となる。70代になると、剥奪状況となる確率はやや上昇し、20代の0.6倍の確率となる。また、世帯主に配偶者があると剥奪の確率は0.42倍に下がり、勢多以内に傷病者がある場合は約3倍に上がる。

モデル2は、等価世帯所得と配偶者の有無、傷病者の有無の影響が、高齢者（60歳以上）と若年者（20～59歳）で異なるかを検証したものである。係数の方向性はどちらのグループも変わらないが、等価世帯所得と有配偶の影響は若年者のほうが高齢者よりも大きく、傷病者の影響は高齢者のほうが若年者よりも大きい。

モデル3は、前節において所得階級5以下の階級で剥奪指標が上昇していることが認められたため、所得階級1&2（＝100万円以下）から10以上（＝800万円以上）のダミー変数を説明変数としたものである。結果は、所得階級6（＝400～500万円）以下のすべての階級の係数が有意で正であり、年齢、配偶者の有無、傷病者の有無をコントロールした上でも、ベース（所得階級10以上＝800万円以上）に比べて、階級1&2（100万円未満）では16.6倍、階級3（＝100～200万円）では7.6倍、階級4（＝200～300万円）では3.8倍、階級5（＝300～400万円）では2.9倍、階級6（＝400～500万円）では1.9倍の確率で剥奪のリスクが上昇していることがわかる。

図表8 ロジスティック分析の結果

モデル1		
	係数	オッズ比
等価世帯所得	-0.0021 ***	0.998
配偶者あり	-0.8783 ***	0.415
傷病者あり	1.0759 ***	2.933
20～29歳	ベース	
30～39歳	-0.6883 ***	0.502
40～49歳	-0.6558 ***	0.519
50～59歳	-0.7254 ***	0.484
60～69歳	-0.8939 ***	0.409
70歳以上	-0.5143 *	0.598
切片	0.9050	
Rsq	0.0443	
Log Likelihood	-830.2835	
N	1340	

* 10%、**5%、***1%有意

モデル2 高齢者(60歳以上)		
	係数	オッズ比
等価世帯所得	-0.0013 *	0.999
配偶者あり	-0.7232 ***	0.485
傷病者あり	1.1462 ***	3.146
切片	-0.0282	
Rsq	0.0355	
Log Likelihood	-309.5955	
N	498	

* 10%、**5%、***1%有意

モデル2 若年者(20歳以上、60歳未満)		
	係数	オッズ比
等価世帯所得	-0.0030 ***	0.997
配偶者あり	-1.0970 ***	0.334
傷病者あり	0.9916 **	2.696
切片	0.5294 **	
Rsq	0.0401	
Log Likelihood	-525.8176	
N	842	

* 10%、**5%、***1%有意

モデル3		
	係数	オッズ比
配偶者あり	-0.176	0.838
傷病者あり	1.189 ***	3.284
20～29歳	ベース	ベース
30～39歳	-0.431 *	0.650
40～49歳	-0.220	0.803
50～59歳	-0.387	0.679
60～69歳	-0.851 ***	0.427
70歳以上	-0.607 **	0.545
所得階級1&2(100万円未満)	2.810 ***	16.613
所得階級3(100～200万未満)	2.048 ***	7.753
所得階級4(200～300万未満)	1.346 ***	3.844
所得階級5(300～400万未満)	1.075 ***	2.929
所得階級6(400～500万未満)	0.667 ***	1.948
所得階級7(500～600万未満)	0.222	1.249
所得階級8(600～700万未満)	0.044	1.045
所得階級9(700～800万未満)	0.062	1.064
所得階級10以上(800万円以上)	ベース	ベース
切片	-0.825 ***	
Rsq	0.1115	
Log Likelihood	-873.3326	
N	1520	

* 10%、**5%、***1%有意

8. 考察

本稿の意義のひとつは、我が国における実証研究がほとんど存在しないタウンゼンドの相対的剥奪指標の計測である。分析を行うにあたり、剥奪指標を構築する項目や剥奪線をいかに選択するかによって結果が大きく異なることが改めて認識された。このことは、指標および剥奪線の選定が現在の日本社会で大多数の人に共有される価値や規範理論に基づいたものでなければならないことを示している。その点で、指標の構築自体に一般市民の考えを問うことは必要不可欠であり、本稿で行った社会的必需項目による相対的剥奪指標

の構築は、社会から合意された貧困指標として重要である。こうして構築された指標において、回答者の35%でこれらの項目が欠けている状況にあるのは憂慮すべき発見であるが、計測された指標の絶対値の高さ・低さを議論することよりも、指標を構築することによって可能となるリスク・グループの分析や剥奪と所得の関係の分析がより重要である。

本稿によるもっとも大きな知見は、ある所得階級以下では剥奪指標が急激に上昇することである。本稿で用いたデータに含まれる所得は、回答者の自己申告による階級値であり、その信頼性が100%でないことは留意しなければならないが、所得階級ごとの平均相対的剥奪指標および剥奪の頻度は、世帯所得400～500万円から下の階級で急上昇している。このことは、多変数解析法によって世帯主の年齢層や配偶者の有無、世帯内傷病者の有無をコントロールした上でも確認することができ、日本においても、タウンゼンドが発見した閾値が存在するといえる。

相対的剥奪のリスク・グループの分析からは、婚姻関係の欠如や傷病など「標準的なライフコースからの逸脱」した時に、相対的剥奪のリスクが高まることが示唆された。従来貧困に陥る可能性が高いとされてきた高齢者や家計が苦しいと考えられる有子世帯などにおいても、「標準から逸脱していない」世帯においては相対的剥奪が特に高いわけではない。むしろ、中年期（30代～50代）における婚姻関係の欠如（無配偶者）や世帯内の傷病者の有無、母子世帯などが、相対的剥奪のリスクを上昇させている。

単純集計では明らかに若年者の剥奪率が高くなっており、これも、新しい発見である。また、同じ所得階級であっても、高齢者に比べ、若年者のほうが、相対的剥奪の頻度、深さとともに大きくなっており、高齢期においては、過去の所得などの蓄積が、相対的剥奪のリスクを緩和させる働きがあると考えられることができる。

これらの知見は、直接、政策・政治的介入を必要とする根拠には結びつかないが、今後の日本の社会のあり方について考える際の重要な資料となるであろう。現行の社会保障制度においても、疾病・離婚・離職などにある程度の保障はされているものの、これら「標準的なライフコースからの逸脱」の影響を緩和できていないことが、本稿の分析から示唆される。これを確かめるには、パネルデータを用いた詳細な分析が望まれる。例えば、家族の死亡・疾病・離婚・離職などのイベントが、どのように個人の生活水準に影響し、その影響は一時的なものなのか、永久的なものなのか、などは、雇用保険や児童扶養手当、遺族年金や離婚後の年金分割など、社会保障制度の多岐にわたって関連する課題であり、今後の研究の課題とすることとしたい。

本研究は、厚生科学研究費補助金政策科学推進研究事業「日本の社会保障制度における社会的包摂（ソーシャル・インクルージョン）効果の研究」（主任研究者：阿部 彩）の一環として行われたものである。本稿の執筆にあたっては、平岡公一先生、柴田謙治先生、社人研の研究者の皆様大変有益なコメントをしていただいた。ここに記して御礼させていただきたい。

参考文献：

- 阿部彩「子供の貧困 ―国際比較の視点から―」国立社会保障・人口問題研究所編『子育て世帯の社会保障』東京大学出版会、2005年、119-142頁。
- 阿部彩「補論「最低限の生活水準」に関する社会的評価」『季刊社会保障研究』第39巻第4号、2004年、403-414頁。
- 阿部彩「「社会生活調査」の結果報告」（共著：後藤玲子 et al.）厚生労働科学研究費補助金政策科学推進研究事業「公的扶助のあり方に関する実証的・理論的研究」平成15年度総括報告書、2004年、212-247頁。
- 阿部彩「貧困から社会的排除へ：指標の開発と現状」『海外社会保障研究』第141号、2002年、67-80頁。
- 岩田正美・西澤晃彦『貧困と社会的排除 福祉社会を蝕むもの』ミネルヴァ書房、2005年。
- 小川浩「貧困世帯の現状―日英比較―」『経済研究』Vol.51, No.3, 2000年、220-231頁。
- 後藤玲子、埋橋孝文、菊池馨実、橘木俊詔、八田達夫、勝又幸子、阿部彩「福祉に関する国民意識調査」『季刊社会保障研究』第39巻第4号、2004年、389-402頁。
- 柴田謙治「低所得と生活不安定」平岡公一編『高齢期と社会的不平等』東京大学出版会、2001年、79-92頁。
- 駒村康平「生活保護改革・障害者の所得保障」国立社会保障・人口問題研究所編『社会保障制度改革』東京大学出版会、2005年、173-202頁。
- 生活保護制度研究会監修『平成15年度版 保護のてびき』第一法規、2003年。
- 濱本知寿香「収入からみた貧困の分析とダイナミックス」岩田正美・西澤晃彦『貧困と社会的排除 福祉社会を蝕むもの』ミネルヴァ書房、2005年、71-94頁。
- 樋口明彦「現代社会における社会的排除のメカニズム」『社会学評論』55、2004年、2-18頁。
- 平岡公一編『高齢期と社会的不平等』東京大学出版会、2001年。
- 星野信也「福祉国家中流階層化に取り残された社会福祉―全国消費実態調査のデータ分析（1）」『人文学報』東京都立大学人文学部、No.261、1995年、23-86頁。
- 星野信也・岩田正美ほか『福祉国家における所得再分配効果に関する研究―福祉国家中流階層化の検証』（科研費研究成果報告書）1994年、in 埋橋孝文『現代福祉国家の国際比較―日本モデルの位置づけと展望』日本評論社、1997年。
- 山田篤裕「社会保障制度の安全網と高齢者の経済的地位」国立社会保障・人口問題研究所編『家族・世帯の変容と生活保障機能』、東京大学出版会、2000年、199-226頁。
- 和田有美子・木村光彦「戦後日本の貧困―低消費世帯の計測」『季刊社会保障研究』第34巻第1号、1998年、90-102頁。
- Apospori, Eleni and Millar, Jane (eds.), *The Dynamics of Social Exclusion in Europe: Comparing Austria, Germany, Greece, Portugal and the UK*, Cheltenham, U.K., Edward Elgar, 2003.
- Barnes, M., Heady, C., Middleton, S., Millar, J., Papadopoulos, F. and Tsakloglou, P. (eds.), *Poverty and Social Exclusion in Europe*, Cheltenham, U.K. and Northampton, MA, USA: Edward Elgar, 2002.
- Bradshaw, et al., "The Relationship between Poverty and Social Exclusion in Britain," Paper prepared for the 26th General Conference of the International Association for Research in Income and Wealth, Cracow, Poland, 27 Aug.-2.Sep. 2000.
- Burchardt, Tania, Le Grand, Julian and Piachaud, David, "Social Exclusion in Britain 1991-1995," *Social Policy & Administration*, Vol.33, No.3, Sep. 1999, p.227-244.
- Gordon et al., *Poverty and Social Exclusion in Britain*, Rowntree Foundation, 2000.
- Gordon, D. and Pantazis, C. (eds.), *Breadline Britain in the 1990s*, Ashgate, 1997.
- Mack, J. and Lansley, S., *Poor Britain*, Allen and Unwin, 1985..
- Moisio, Pasi, "The Nature of Social Exclusion – Spiral of Precariousness or Statistical Category?," in Muffels, Tsakloglou, and Mayes 2002, p.170-183.
- Muffels, Rund J.A., and Fouarge, Didier J.A.G., 'Do European Welfare States Matter in Explaining Social Exclusion?', in Muffels, Tsakloglou, and Mayes, 2002, p.202-234.
- Muffels, Rund, Tsakloglou, Panos, and David Mayes (eds.), *Social Exclusion in European Welfare States*, Edward Elgar, 2002.
- Tsakloglou, Panos, 'The risk of multidimensional disadvantage and social exclusion during four life stages in a dynamic perspective', in Apospori and Millar (2003), p.17-40.

Whelan, Christopher, Layte, Richard, Maitre, Bertrand and Nolan, Brian, "Income Deprivation Approaches to the Measurement of Poverty in the European Union", in Muffels, Tsakloglou, and Mayes, p.183-201.

¹ その典型的な例が、引退後の高齢者である。彼らは、年金による所得が低くても、現役時代からの貯蓄や財産によって、高い生活水準を保つことができる場合がある。

² 例えば、「ワークシヨップ『子育て世帯の社会保障』の議論の概要」。国立社会保障・人口問題研究所編『子育て世帯の社会保障』p.310.相対的貧困に対抗する概念は、絶対的貧困であり、これは貧困線を「一日1ドル」など多国間でも時系列でも貧困線を固定する考えであり、その算定は生存に必要なカロリー量をえるために必要な所得など不変的な基準である。しかし、実際には、衣食住の物価も国ごとに異なり、または、時間とともに変化し、また、人が社会で生きていくためにはBHN(Basic Human Needs)以外のものも必要として、途上国以外の場合には、相対的貧困が用いられることが多い。

³ 生活扶助基準（保護基準）の算定は、以下のように改定されてきている。

昭和 23(1948)年～35(1960)年 マーケットバスケット方式

最低生活に必要な飲食物費や衣類など個々の品目を積み上げて算出

昭和 36(1961)年～39(1964)年 エンゲル方式

栄養所要量を満たす食品を理論的に積み上げ、低所得世帯のエンゲル係数から逆算して算出

昭和 40(1965)年～58(1973)年 格差縮小方式

一般国民との格差を縮小するため、一般国民の消費水準の伸び率以上に引き上げ

昭和 59(1983)年～現在 水準均衡方式

当該年度に想定される一般国民の消費動向等を踏まえ改定

⁴ 例えば、社会全体の生活水準があがれば相対的剥奪指標に用いられる項目リストも変化していくこととなる。

⁵ 相対的剥奪指標に用いられる生活活動のリストの選定については、2節に詳しく述べる。

⁶ Tsakloglou(2003)は、剥奪指標の平均値を剥奪線とし、剥奪指標がそれ以下の場合を剥奪された状態としている。平均値を剥奪線とする方法は一番多く見られる方法であるが、これは、中央値の50%と設定されることが多い貧困線を意識したものと考えられる。しかし、実際には、多くの調査の場合、サンプルの大多数が剥奪指標=0の値をとるため中央値をとることができない場合が多い。そのため、代替案として平均値が用いられている。

⁷ 本調査は、厚生労働科学研究費補助金政策科学推進研究事業「公的扶助のあり方に関する実証的・理論的研究」(主任研究者：後藤玲子)の一環として、国立社会保障・人口問題研究所が民間会社に委託して行ったものである。この調査は、全国の20歳以上の一般市民から層化2段無作為抽出法によって抽出された2,000人を対象に行われており、回答者数は1,350人(回答率=67.5%)である。

⁸ 実際の設問は、「現在の日本の社会において、ある家庭がふつうに生活するためには、最小限どのようなものが必要だと思いますか。ここにあげる項目について、「絶対に必要である」「あったほうがよいが、なくてもよい」「必要ではない」の中から、あなたのお考えに近いものをあげてください」である。

⁹ 28項目のうち有効回答者の50%以上が「必要である」と答えたのは17項目であったが、「友人・家族・親戚に会うための交通費」は平成15年度の調査票設計の段階で削除された。

¹⁰ あきらかに必要なものを調査項目に含めなかったのは、それらを「絶対に必要とする」と回答する率がほぼ100%であると考えられ、また、それらの充足率もほぼ100%であると考えられるからである。どのような調査をもっても、現在の日本の社会で必要なもの全ては網羅できない。項目リストをむやみに長くしても、剥奪スコアの範囲(0～N)が広がるだけであり、また、調査票が長くなることによるデータの信頼性への影響も考え、比較的(必要か否かの)ボーダーラインにあると思われる項目を選定的に選択した。

¹¹ 本調査は、厚生労働科学研究費補助金政策科学推進研究事業「公的扶助のあり方に関する実証的・理論的研究」(主任研究者：後藤玲子)の一環として、国立社会保障・人口問題研究所が民間会社に委託して行ったものである。『社会生活調査』は、無作為抽出した全国の20歳以上の男女2,000人を対象に、調査員による面接調査方式で行われた。有効回答数は1,520であり、有効回答率は76%である。回答者は、世帯から1名とし、世帯主または世帯の家計を一番よく知っている人(通常は世帯主の妻)とした。なお、本調査のサンプルは、厚生労働省の『国民生活基礎調査』と比べると、生活にややゆとりがある層がより多く抽出されている。

¹² たとえ回答者が自身および配偶者の所得を把握していても、他の世帯員(例えば子供や親)の所得を正確に把握しているとは限らない。

¹³ 正確には調査回答者の年齢。調査の際には、世帯主またはその配偶者に回答するようお願いした。

¹⁴ 20代の人が親と同居している場合は親が世帯主となるので、世帯員としてしかデータに含ま

れない。ここでいう 20 代とは世帯主が 20 代の世帯を指す。

¹⁵ なお、同様の分析を世帯等価所得を用いて行った結果、同じように閾値が発見された。しかし、所得の生データがカテゴリー値であること、世帯人員数という新たな変数を含むことによりデータの信憑性が低くなることを考慮して、等価世帯所得ではなく所得のデータをそのまま使用した。

阿部論文へのコメント

平岡 公一（お茶の水女子大学）

総括的なコメント

- 本研究は、相対的剥奪指標を全国データに適用した研究として、最初のものであるというだけでなく、次の点に関する配慮が行き届いていることから、貴重な研究である。
 1. 相対的剥奪指標に対する批判をふまえて、予備調査を行って、入念な手続きを経て、「社会的必需項目」の選定を行っていること。
 2. 剥奪指標の得点の算出にあたって、普及率によってウェイト付けをしていること。
 3. 相対的剥奪の頻度と深さの双方に着目して分析していること

コメント

- 年齢別、婚姻状況別等の分析がきめ細かく行われているのは、この研究の特徴である。今後は、本人および配偶者の就業状況や職業経歴等も含む調査データを利用してさらにきめ細かな分析に取り組むことを期待したい。
- 「標準的なライフコースからの逸脱」と相対的剥奪のリスクとの関連を示唆する結果が得られたのは興味深い点である。この点からみると、「標準的なライフコースからの逸脱」を防止する上で社会保障制度がどのような機能を果たしているのかという観点からの分析が、社会保障制度についての分析の一つのテーマになり得るのではないだろう。
- 論文でも指摘されているように、ライフコース要因との関連や、相対的剥奪の状況の時間的変化を分析するためには、パネルデータの活用が望まれる。今後、このような目的に活用できるパネル調査が企画、実施されることを期待したい。

阿部彩氏論文(日本における相対的剥奪指標と貧困の実証研究)についてのコメント

柴田謙治(金城学院大学現代文化学部)

総括的なコメント

阿部彩氏による「日本における相対的剥奪指標と貧困の実証研究」は、日本の実証研究であり用いられてこなかった Townsend(1979)による相対的剥奪指標 (Relative Deprivation Index) 指標に再注目し、予備調査を通じて日本に適合した項目を選択して、相対的剥奪を分析した、意欲的かつ重要な研究である。

阿部氏が調査を通じて明らかにした「At-Risk グループの相対的剥奪の状況」は、ライフステージや賃金体系の影響による若年層の相対的剥奪率の高さ、高齢者世帯の中でも単身高齢者の貧困、そしてサンプル数は少ないものの母子世帯の相対的剥奪など、貧困論でも重要な課題である。また世帯年収 400～500 万円を「閾」として相対的剥奪が著しくなることを実証し、「世帯所得 400～500 万円の生活水準が人々の考える『現在の日本の社会において、ふつうに生活するための最小限』の生活ぎりぎりのライン」であるという指摘も重要である。ちなみに、松崎久米太郎氏が 1978 年時点のデータにより算出した 4 人世帯の労働者世帯の「標準=最低生活費」は月収 169,902 円であり、江口英一氏・金澤誠一氏が 1996 年のデータを用いて算出した「最低基準生活費」も高齢者単身世帯で月に 143,814 円、常用労働者 4 人世帯で 446,925 円であった。(江口英一編著「生活分析から福祉へ」光生館、1987 年、p244 ならびに、江口英一編著「改訂新版 生活分析から福祉へ」光生館、1998 年、p286 参照)

そして阿部氏が最後に、「これらの知見は、直接、政策・政治的介入を必要とする根拠には結びつかない」とあえて述べられているのは、世帯年収 400～500 万円を「貧困線」として日本全体の貧困率を測定し、生活保護の基準に適用した場合の困難を想定されているからかもしれない。社会政策が安全網として機能しているイギリスでは、ラフ・スリーパーの貧困以外に、インナー・シティや農村における定住的貧困である”deprivation”も一定の量で存在するため、“deprivation”に基づいて貧困線を引く作業が説得力を持つ。しかし私見では、日本では路上生活者の極貧と大きくへだたる水準に「私たち」の標準的な生活があり、母子世帯のなかでも生活にゆとりのない世帯や単身高齢者、外国人が居住する市営住宅などの deprivation をイメージできる地域や生活は、「見えにくい」ため、世帯年収 400～500 万円を公的扶助の「貧困線」に直結させると異論も噴出する可能性もある。それゆえに本研究のような貧困線についての科学的な研究を、地道に積上げる作業が重要なのである。

厚生労働科学研究費補助金（政策科学推進研究事業）

分担研究報告書

日本の社会保障制度における社会的包摂（ソーシャル・インクルージョン）効果の研究

「社会的排除－包摂」とは何か－概念整理の試み

分担研究者 菊地英明 国立社会保障・人口問題研究所

研究要旨

近年、「社会的排除－包摂」概念を用いた社会診断・分析の試みが盛んになりつつある。しかしその中には社会思想のレベルにとどまるものも多く、論者によって定義が様々である。本研究では、社会的排除－包摂概念を操作化し、我が国の社会保障制度の社会的包摂効果を測定する前提として、これらの概念が何を意味し、どのように成立・変遷してきたかを明らかにし、我が国の社会保障制度への示唆を。

その後の研究動向や、学会・研究会等でのコメントを踏まえつつ、十分に検討できなかった論点をフォローし、分析の精緻化を図ったものである。

A. 研究目的

近年、各国では人々が失業やホームレス等の困難に陥る過程を「社会的排除」ととらえ、彼らを「社会的包摂」することをうたった政策的介入が行われている。

これらの概念の定義は多様であるものの、実際には社会的排除を「失業」と、社会的包摂を「就労」と等置する議論が多い傾向にあることが、昨年度の研究で分かった。これを概念の矮小化と批判することはたやすいが、そのような状況がなぜ生じたのか、このような概念の解釈によって行われた政策的介入がどのような特徴をもち、結果をもたらしたのかを議論しなければならない。そのことによって、当プロジェクトの究極目標（我が国の社会保障制度の社会的包摂効果の測定）を達成する前提である、我が国の実態に即した社会的排除－包摂指標の設定に資するとともに、より望ましい公的扶助・就労支援等の政策のあり方を模索することにも繋がると言えるからである。

B. 研究方法

現在及び過去に見られた社会的排除－包摂をめぐる、諸言説・学説を収集し、それらの意味を分類するとともに、成立・展開過程について詳述する。特に、「社会的包摂」をうたった政策的介入が行われた、イギリスに注目する。

（倫理面への配慮）

学説研究、ないしは言説分析であるので、該当しない。

C. 研究成果

社会的排除－包摂論では（特にイギリスでのそれ）、「コミュニティ」の再構築が重視されている。その経緯・要因を探った。

第一に、1960年代以降のイギリスで展開された政策的介入と、それがもたらした意図せざる結果が挙げられる。そこで展開された政策は、特定の人々が直面する苦境の

原因が、根本的には彼らが内面化した逸脱的な文化（学校での成功・勤勉な態度を重んじない、等）にあるとした上で、彼らをそのようなコミュニティや環境から隔離しつつ、階層上昇の機会を提供すれば、問題は解決されるとの認識に依拠していた。

例えば、1980年代のサッチャー政権は、人々の失業・福祉受給の原因を、受給者が内面化した「依存文化」に求め、それを解体するために受給要件を厳格化するとともに、悪い環境から抜け出すことを支援するために学校の選択権の拡充や住宅の購入支援を行った。しかし、その結果、特にインナーシティからは比較的余裕のある労働者が流出し、失業者・年金生活者・マイノリティなどの集中地区が形成され、衰退と治安の悪化が進行する結果となった。

これらのことから、人々の就労・自立や地域の再生において、コミュニティにおける人的ネットワークが重要であることが意識された。

第二に、コミュニティアリズムや、社会関係資本 (Social Capital) 論のコミュニティにまつわる認識が挙げられる。これらの知見によれば、物理的強制や経済的インセンティブによって人々の就労・自立を促す方法は、各種のコストがかかる割に効果が低い。逆に、コミュニティこそが、人々にどう生きるべきかという価値規範を内面化させ、社会制度への自発的な協力を効果的に促すことが可能である。ここから、コミュニティの再生のための支援を、政策的介入の中心にすべきだとの主張が導かれる。

1997年に成立したブレア政権は、これらの知見を踏まえて、福祉的介入によって、コミュニティ内部の社会関係が弱体化し、その結果として貧困や失業が深刻化する悪循環の過程を「社会的排除」ととらえ、コミュニティの再生を通して人々が就労・自立する過程を「社会的包摂」ととらえた。

この認識にしたがって展開されたブレア政権の政策の多くは、コミュニティへの支援を中心としている。例えば「コミュニティのためのニューディール」は、特に問題を抱えた近隣地区を計39地域ほど選定して、地区が独自に使える予算を給付するものである。近隣地区では、自治体・ボランティア団体・民間企業の協同体（パートナーシップ）が形成され、犯罪対策およびコミュニティの安全、雇用・企業、住宅・環境、保健医療・福祉、教育・学習、地域社会の発展等、多様な施策を講じ、地域全体の再生や、それを通じた人々の自立・就労を図っている。

D. 考察

以上でみた社会的包摂政策は、コミュニティの再構築を通して就労支援を行うものであったが、社会的排除—包摂論はそれに尽きるものではなく、比較的考慮されていない論点もある。

第一に、そもそも社会的排除概念が大陸諸国で生まれた当時は、1970年代以降の経済産業構造の変化（脱工業化、グローバル化）によって、労働力需要の変化、減少がもたらされ、特定の人々が各種の市民権の上で不利を被る過程、として理解されてきた。この文脈で展開された議論によれば、社会的排除とは、脱工業社会的資本主義がもたらした「産業予備軍」への搾取の一形態であり、社会的包摂とは、低賃金や雇用不安定等の改善、並びに世界的な規模での再分配を、ローカルなレベルでの団結を通して実現するような政治的文化を生み出していく過程となる。

ただし、この議論は極めてラディカルであり、それが実現する方策や目処が明瞭ではないという問題がある。

第二に、社会的包摂を、必ずしも就労に至る過程とは定義せず、より広義の社会参